

c 対象者及び適用要件

対象者は、下記の要件を全て満たす者である。

(対象者の要件)

- ①15歳以上30歳以下
- ②高校または大学レベルの学校のフルタイムの学生
- ③カナダ市民、永住権を持つ、または難民認定を受けている
- ④法令上、就業することができる(州により異なるが就業年齢に達しているかどうかということ)
- ⑤雇用保険を受給していない

資料出所 人的資源技能開発省ホームページ、「申込者のための YES の案内(Youth employment strategy guide for applicants)」

d 具体的内容

(a) カナダ学生人材センターにおける支援

カナダ学生人材センターでは、①学生用求人情報提供、②職探しの方法に関する指導、③履歴書と添え状(cover letters)の記載方法の指導、④就職面接の受け方に関する指導、⑤模擬面接、⑥日雇い労働機会の提供、⑦ボランティア体験機会の提供、⑧職場の安全環境に関する情報提供、⑨賃金率、労働基準、労働法と人権に関する情報提供、⑩連邦政府又は州政府の支援施策の情報提供、を実施している。多くの事務所は夏季(5月から8月まで)のみの営業となっている。

(b) 夏季就業斡旋助成金

15～30歳の高校生又は大学生を対象とした夏季求人の募集・採用を行う、公的部門、民間企業及び非営利企業事業主に対する賃金助成である。助成金の目的は、学生が、夏季の短期就労を通じてそれらの職種で求められる技術を習得すると共に学資を稼ぐこととされている。

なお、2005年分については、4月の第一金曜日が申請期限となっており、地域の人材資源センター(Human Resource Centre of Canada／HRCC)で申請を受けた。

e 利用状況

夏季就業体験の前身である学生夏季就業活動(Student Summer Job Action)^(注5)の実績は、下記のとおりである。

(2001年6月～2002年6月の利用実績)

学生夏季就業活動(Student Summer Job Action)

支 出	9,560万カナダドル
参 加 者	52,678人
参加事業主	32,199社

資料出所 人的資源技能開発省ホームページ、「若者就業イニシアティブの会計検査(Audit of Youth Employment Initiatives Programs)」

(4) (YESプログラム)キャリア・フォーカス(Career Focus)

a 概 要

大卒以上の学歴を持つ者が専門分野に関連する企業で職場体験活動を行うことにより高度な技術を身につけるとともに、就職のきっかけを作り、その分野における指導的立場になることを支援する。

参加者は、企業で彼らの専攻と関連した仕事を行うとともに講習会やセミナーで職業技能を学ぶ。

この取組みにより、急速に変化するカナダの労働市場のニーズに迅速に対応することが可能になるとされている。

b 管理運営主体

人的資源技能開発省以外では、産業省(Industry Canada)、民族遺産省(Canadian Heritage)、など10の省庁がプログラムを実施しており、個々にプログラムの管理運営を行っている。

なお、個々の具体的な事業の管理運営については、事業実施主体となる、民間企業、非営利団体、事業主団体、労働組合、公共の医療・教育機関、原住民組織、州政府が行う。

c 対象者及び適用要件

対象者は、下記の要件を全て満たす者である。

(対象者の要件)

- ①15歳以上30歳以下。
 - ②大卒以上の学歴を有する。
 - ③カナダ市民、永住権を持つ、または難民認定を受けている。
 - ④法令上、就業することができる(州により異なるが就業年齢に達しているかどうかということ)。
 - ⑤学校に在籍していない。
 - ⑥雇用保険を受給していない。
- なお、複数のキャリア・フォーカスプロジェクトに参加することはできない。

資料出所 人的資源技能開発省ホームページ、「申込者のための YES の案内(Youth employment strategy guide for applicants)」

d 具体的内容**(a) キャリア・フォーカスプログラムの形態**

プログラムの提供範囲等により下記の4形態に分類される。

① 全国キャリア・フォーカス(National Career Focus)

全国レベル(3州又は準州以上)で対象事業を展開する形態。

② 地域キャリア・フォーカス(Regional Career Focus)

地域レベルで対象事業を展開する形態。

③ 産業別キャリア・フォーカス(Sectoral Youth Career Focus)

全国産業別評議会(National Sector Councils)及び他の横断産業別評議会(cross-sectoral organization)が連携し、順番にプログラム提供する形態。

④ 国際的アカデミック教育支援 (International Academic Mobility／IAM)

学生に国際的な学習機会を提供するカナダの大学を支援する形態。

(5) 養成訓練(Apprenticeship)**a 概 要**

養成訓練は、産業界主体の実績のある教育システムであり、職場における職業訓練(on-the-job training／OJT)とそれに関連した職場外での教育(Technical Training)を組み合わせた教育訓練を行うことにより熟練工(journeyperson)を養成することを目的としている。

訓練生(Apprentice)は賃金が支払われるため技術を学びながら収入を得ることができ、プログラムを修了時には養成訓練修了者として、技能証明書(Certificate of Qualification)が発行され、公的にその知識と技術の水準が認証されることとなる。なお、前段の資格制度で述べた全国共通資格基準プログラム指定職種であれば全国で使用できる技能証明書であるレッドシールも発行される。

訓練期間は職種や州によって異なるが概ね2～5年で、職種は、建設業、金属加工業、自動車整備、電機設備関連等が多い。訓練の85%は職場での実習であり、残りの15%が職場外での教育となる。職場外での教育は、職業学校、コミュニティ・カレッジ、技術専門校及び

民間の訓練施設等での実施が一般的だが、事業主が会社内で行うことも認められている。

なお、養成訓練対象職種は現在300以上登録されており、各業種の訓練期間、訓練内容、試験の有無などを比較できるインターネットサイトであるエリスチャート(Ellis Chart)が用意されている。

b 根拠法令

各州の「養成訓練法(Apprenticeship Acts)」。

c 管理運営主体

州(又は準州)養成訓練管理委員会(The Canadian Council of Directors of Apprenticeship／CCDA)を通じ、各州(又は準州)政府が制度全体を管理する。なお、養成訓練管理委員会は、各州政府の教育省などが兼任している場合が多いため、名称は各州によって異なっている。

なお、主要な運営方針の策定、指定職種の州政府への推薦、カリキュラムの必要要件の策定などは、業界主体の州養成訓練委員会(Industry-driven provincial and territorial apprenticeship training boards)が行っている。

なお、全国共通基準プログラム(Interprovincial Standards Program／Red Seal)については、人的資源技能開発省のレッドシール事務局(Red Seal Secretariat)がとりまとめを行い州間の調整を行っている。

d 対象者及び適用要件

高卒、又は高校在学中でも16歳以上で、数学、理科で基礎的学力を持つ者

e 具体的内容

養成訓練希望者は、まず自分自身で養成訓練生として受け入れてくれる事業主を探すこととなる。養成訓練を始める前に、試用期間が必要となる州もある。

訓練内容については、最初に学校で技術教育を6～8週間受けた後、職場での実習に入る場合が多いが、平日の日中職場での実習を行い週末又は業務修了後に学校での授業を受ける場合もある。